（事前調査の結果等の報告）

第四条の二　（略）

２　前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。

一　第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号

二～四　（略）

五　第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要

六・七　（略）

３～５　（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務） **第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～三十三　（略） 三十四　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第三十六号に掲げる業務を除く。） 三十五・三十六　（略） 三十七　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第四条第一項に掲げる作業に係る業務 三十八～四十一　（略） **第九十条**　法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。 一～五　（略） 五の二　建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 五の三　建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事 五の四　（略） 六・七　（略） （危険物乾燥設備を有する建築物） **第二百九十三条**　事業者は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。以下この条において同じ。）を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物若しくは同条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、この限りでない。	（特別教育を必要とする業務） **第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～三十三　（略） 三十四　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第三十六号に掲げる業務を除く。） 三十五・三十六　（略） 三十七　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務 三十八～四十一　（略） **第九十条**　法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。 一～五　（略） 五の二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 （新設） 五の三　（略） 六・七　（略） （危険物乾燥設備を有する建築物） **第二百九十三条**　事業者は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。以下この条において同じ。）を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物である場合は、この限りでない。